

別表第 2

材料検査の執行区分及び

品名別の材料検査の方法

各 項 目 の 説 明

1 共通事項

- (1) 検査（試験）の省略
 - ア 限度数量とは、当該検査（試験）を省略することができる総使用量をいう。
 - イ 省略限度数量欄内の —— 線は、検査（試験）を省略できないことを表す。
- (2) 日本下水道協会の認定工場制度における認定資器材（認定工場の認定範囲に限る。以下「下水道協会認定資器材」という。）については、監督員の確認とする。
- (3) 別表第2、別表第3における品質とは、外観、形状、寸法、重量、及び性能、機能、能力等を含む。
- (4) 仮設物については、原則として検査員による検査の対象としない。

2 土木・建築編

- (1) 検査抽出数量とは、当該材料の総使用量のうちから、品質検査をするために検査員又は監督員が抜き取る数量をいう。
- (2) 建築編については、当局仕様書のほかに、「公共建築工事標準仕様書、東京都建築工事標準仕様書その他の関連する仕様書」もあわせて準用する。
- (3) 試験項目欄の（ ）書きは、必要に応じて行う試験である。
- (4) コンクリート製品のひび割れ〇〇試験、破壊〇〇試験というのは、それぞれの設計荷重を載荷し、ひび割れ又は破壊が生じないことを確認する試験である。
- (5) 執行区分が検査員となっている材料のうち同一仕様、同一の工場で作製したものは、同じ年度に検査を行う場合は、検査員と協議の上、2回目以降の材料の検査を社内検査成績書の書類検査（書類検査は以下「照合」という。）とすることができる。
なお、「同一仕様」とは、当該材料の用途、主成分が同一で、寸法だけが相違するものをいう。

3 設備（機械・電気）編

- (1) 試験対象数量とは、検査員又は監督員が試験を行う対象となる材料の数量をいう。
- (2) 試験数量とは、試験対象数量の中から検査員又は監督員が試験をするために抜き取る数量をいう。
なお、受注者は原則として、全数社内での検査を行うこと。
- (3) 材料の品名は、その材料が主として使用される材料区分別にされているが、実際に使用される材料の品名が本表の材料区分と異なる場合は、その品名に応じた執行区分と検査の方法で材料検査を実施する。
- (4) 試験が必要な機器であっても、同一工事、同一仕様で同一の工場で同じ年度に検査を行う材料は、検査員と協議の上、2回目以降の検査を照合とすることができる。